

第十回 参議院大蔵委員会會議録第十二号

昭和二十六年二月二十三日(金曜日)午前十時五十分開会

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○通行税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○登録税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○相続税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○骨牌税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○東京銀行の債券発行問題に関する件

(内閣送付)

○委員長(小串清一君) これより委員會を開会いたします。

所得税は七つの税法案に關連して昨日問題になつておりました小林委員から要求されました昭和二十六年年度の國民所得その他の租税収入等についての經濟安定本部の調査について、特に答弁を要求してございますから、これよりそのほうをやり、その他今まで問題になつておりました所得税法の一部を改正する法律案は七件の改正法律案について質疑するつもりであります。

なお本日は、目下問題になつており

ます金融債について、東京銀行債券の發行を契機として、問題となつておりますことは御承知の通りであります。

本件は、單に東銀の債券發行の可否というよりも、むしろ金融債のあり方、金融機構、無記名預金等、税制等の關係もありまして、当大蔵委員会としては、根本的に検討をする必要があるかと存じますので、本日銀行局長の出席を求めまして、当局より先ず意見を求め、委員各位の質疑をお願いすることにいたしましたと思ひますから、あらかじめ申上げます。それではこれより經濟安定本部財政金融局長の内田君の説明を求めます。

○政府委員(内田常雄君) 今朝ほどお手許に二十四年度から二十六年度までの國民所得の推計についての資料をお届け申上げて置きましたから、それにつきまして一応の説明を先ず申上げたと思ひます。安定本部でやつております國民所得は、実は政府として過去の実績について國民所得を固めておるのであります。他方予算とか、税収等を対象といたします二十六年年度の國民所得の見込とか或いは自立經濟等に關連いたします二十七、八年度の國民所得の見込等は、過去に調べました実績を基礎といたしまして、それに將來の物価の動向とか、賃金の見通しとか、或いは生産、雇用の見通しとかいうような、見通しの数字をかき合せまして予想を出しておるわけでありまして、正直に申しますと、國民所得の実績自身、我が国にはこの実績を作る

ための基礎統計が諸外国におけるように十分整つておりませんために、必ずしも完全なものではない上に、又実績を作り上げる時間も半年以上もずれるような形になつて参つております。従つてこのような、必ずしも現在の段階において完璧でない実績を基といたしまして、先に生産がどのくらい増加するであろう、物価がどの程度動くであろうというやうな、かなりむづかしい見通しをかき合せまして推測いたします予想でありますから、この予想及び実績につきましては、いつも第二次の実績、或いは予想、第三次の実績、予想といつてあとから訂正を重ねて参つておる次第であります。今回お手許に差上げております二十四年度及至二十六年度の國民所得の推計は、一番左側にございまして二十四年度の実績を基礎としたものでありまして、そのことは一番下に三行に亘つて備考にもございしますが、二十四年度の実績も、実は二回も三回も訂正をいたしました実績でありまして、これにつきましては、実は御承知のように先般總司令部に國民所得研究のために参つておられたフーバー博士等によりまして、或いは過少見積りではないかと云うことを指摘されたままになつております。これらの点につきましては、安定本部でも現在検討中でありまして、なおこの実績の改訂版が出るかも知れない、かような状況であります。この二十四年度を基礎にして二十五年、二十六年度を出したもので

でございます。この國民所得の作り方は、御承知のようにいろいろの作り方があるのであります。経済の循環を生産の面から見た生産國民所得、生産された余剰価値が各階層にどのように分配されておるかという分配國民所得等がございます。ここに出されておりますものは分配國民所得でありまして、従いましてこの欄にありますように、先ず勤勞者にとだけだけの國民所得が還元され、その次の第二番目は法人以外の個々の事業人、資本主に対してどれだけの國民所得が還元され、次は法人所得としてどれだけの見込まれ、即ち事業にあらざる地代、利子等の取り前としてどれだけの國民所得が分配されておるかというものを現わしております。

先ず勤勞所得の二十四年度の実績は、ここにありますように一兆二千七百五十九億、二十四年度を一〇〇とすると、二十五年は一一・五・四、二十六年は一一・四・四というように勤勞所得はだん／＼上つて参りました。個人のほうも二十四年度を一〇〇とする、二十五年は一一・二・一、二十六年は一一・八・九というふうになつて参りました。この結果國民所得は總額として二兆八千七百四十七億という仮の実績に對しまして、二十五年は三兆三千四百四十億、二十六年は三兆八千四百四十億ということになるのであります。なお經濟安定本部におきましては、御承知のように自立經濟三カ年計画の基礎といたしまして、実は二十八

年度まで想定して一応やつておるのであります。これは恐らくお手許にすでにお届けしてあることと思ひますが、自立經濟關係の報告資料のうちに二十八年度までのものが載つておるわけでありまして、二十八年度はたしか四兆一千六百四十億というやうな推定が出ておると思ひます。ただこのお手許に配りました國民所得の二十五年、二十六年と、今私が触れました自立經濟計画における國民所得の二十五年と二十六年とは一カ所におきまして違つております。そのため總額も二十五年度、二十六年は違つております。法人所得の關係は、最近の状況に鑑みまして自立經濟審議會が作り出した法人所得よりも若干減らしてここには、載せてございます。その結果例え、二十五年で申しますと自立經濟審議會のほうの今月の推計は三兆二千六百五十億になつておりますものが、この表では三兆三千四百四十億になつており、来年度、二十六年度につきまして若干法人所得を自立經濟計画における國民所得の見方よりも増やしてござい

ます。

それでこの推計の仕方につきましては、なお簡単に話を進めて見ますと、勤勞所得につきましては、結局これは國民所得というものは勤勞者、賃金給與等を得る勤勞者の總人数と、それから賃金の單価と掛け合せた額になりますために、結局二十五年度と二十六年度における雇用量の増加の見込を一方に出しまして、それに対して賃金

の上昇の見込を推計いたすのであります。両方掛け合せたのであります。ただんだん話が細かくなつて来るのであります。雇用量につきましては、二十四年度、昨年度を一〇〇とした場合に、本年度、二十五年は雇用量が四・一％増加して来年度におきましては七・一％増加するという見込の下に、且つ又賃金は二十四年度の一年間の、これは総理府で出しております内閣労働統計という統計があるのでございまして、その全産業の平均を一〇〇とした場合には、二十五年度、これはまあ三月終りまで参つておりません、実績は年の途中までしか出ておりませんけれども、三月までの推計を一応いたした結果、昨年度一〇〇に對して一〇・八、即ち一〇％八だけ賃金は二十五年度は上る。二十六年は、別に物価の上昇を想定しないでも、雇用内容の改善等によりまして、これが一二・五に上つて参るといふような推計をいたしまして、この雇用量の増加と賃金の上昇カーブを掛け合せました結果が二十四年度における勤労所得一兆二千七百五十九億が一兆七千五百六十億になる、こういうような計算をいたしております。この勤労所得の中にも、詳しく申し上げますと農業労働者、林業労働者、水産業労働者もありましようし、又各産業業種ごとの労働者があるのですが、大体の計算の仕方は、今申しましたような形で計算いたしております。この雇用量の増加改善、或いは賃金の上昇等の見込は、すべて先ほども言いました安定本部の経済自立審議会における見通しと同じものをつとておるわけでありま

その次の個人の業主所得、これは一番調査に困難をいたしております。所得の種類でありまして、これも農林水産業のような原始産業と、それから鉱工業、自由業のような一般の産業と大きく分けておるのであります。この個人の業主所得につきましては、実績自身をつかまえるのは非常に困難でありまして、我が国に適當な與えられた統計がないために、経済安定本部でも相當の予算を計上いたしまして、全国の中都市等につきましてサンプル調査をいたしまして、又税の課税実績等、これを参酌いたしましていろいろ苦心いたしました、極めて不完全ではありますけれども、今の段階ではこれ以上得られない実績を作ることに努力しております。これを二十五年度、二十六年に延ばして見ると、これを先ほど勤労所得において雇用量と賃金の推移の見込指数をアップライするのと同じように、個人業主の場合には、生産の増加見込と物価の変動見込、この両方の指数をアップライいたしまして、二十五年度、二十六年の見込を出してあるのであります。生産につきましては、これは農林水産業一般について申し上げます、自立経済計画の中に詳しく載つておりますが、二十四年度の生産実績を一〇〇とすると二十五年一〇二・三、二十六年は一〇五・四といふようなことで、年々二％程度しか生産は殖えないのであります。併し鉱工業の場合には二十四年度を一〇〇といたしますと二十五年度、本年度は一二五・六といふように二五％以上増加し、二十六年はこれが四二・六％といふようなことで、二十四年度に對して四二・二乃至四三・三％増加をす

のであります。よく皆さんすでに御承知のように、これは戦前の鉱工業生産水準、つまり昭和七十一年の五カ年平均水準を一〇〇とした場合に、二十五年におきましては戦前の一〇〇を一年平均で僅か突破する、我々のほうの数字ではこれが二十五年度は一〇〇・五、〇・五、〇・五、〇・五、〇・五の数字でございまして、来年は七十一一年を一〇〇といたしますと、一四・一％だけ生産が全体として鉱工業において殖えるといふような数字を我々は想定いたしておるのであります。この鉱工業生産の増加見込を、個人業主におけるいろいろ細かい業主に分解をいたしまして、それ／＼の指数、それ／＼のウェイトを踏み直したような数字にいたしまして、これを各業主の二十四年度の国民所得実績に一応適用し、物価につきましては、申上げるまでもなく、物価が二十四年度一応安定いたしましたものが最近では又上つて参つておるわけでありまして、その上り方の最近までの実績で今度の予想をはじまして、更にこれを適用する、併し物価につきましては、これは来年のことはなか／＼わからない事情にありますが、二十五年度、二十六年度をはじきます際一つの仮定を置きまして、その仮定と申しますのは、物価は本年の三月、来月でありますか、本年度末の物価の水準が二十六年度はそのまま横ばいする、従いまして又自立経済の二十八年年度まで国民所得をはじきます際には、二十七年度も二十八年度も今年三月の物価がそのまま横ばいするといふ一つの仮定を置きまして、そうしてそれを掛け合すといふことになつております。つまり生産のほ

うは二十五年度の生産増加、二十六年度、二十七年度の増加を見積つておりますが、物価のほうは今年の三月の動きは見ますが、あとは横ばいである、こういうような仮定をいたしまして、個人業主の所得をはじいておるわけでありまして。従つて現実に二十六年が或る程度経過いたしました、物価はそれより違つた姿をとるでありましようから、我々のほうでは更に又、二十五年の国民所得の第二次推計、第三次推計といふものを時々出して参らなければならぬといふ場合が出て来るわけでありまして。かような仮定の下における物価であります、これはほかの機会でも或いは御承知かと存じますが、物価は物によりまして一見我々の感覚と違つた状況があるわけでありまして。つまり生産財等におきましては、二十四年の中頃から物価がずつと上つて参つて来ておるのであります、いわゆるCPI、消費者実効価格といふものをとりまします場合には、朝鮮動乱後といふことも必ずしも実効価格は今までのところ上つておらない数字が実績として毎月発表されておりました、このCPIを先ず申しますと、二十四年度を一〇〇とした場合に、今年の三月をフルに見込みました、この実績は九四・一、つまり二十四年度よりもなお六〇％くらい二十五年度のほうがCPIが低いといふ数字になるのであります。先ほど申しますように今年の三月をずつと横ばいにして計算をいたしますと、なお二十六年度はCPIは二十四年度一〇〇にして九八・八といふような数字で二十四年度よりも二十六年度のCPIのほうはまだ幾らか低いといふような数字になつて参ります。

ところが生産財の実効価格のほうは、これは申すまでもなく上つておりました、二十四年度の実績を一〇〇といたします場合に、二十五年、今年の三月までの一年間を平均して取りましますと一八・一％に上つておる。これは勿論昨年の六月と今年の三月とを比較いたして見ますと、生産財の価格は非常に上つておりますけれども、生産財といふことも本年度は二十四年度よりもずつと下つて来ておりますから、二十五年一ばいに生産財の実効価格といふものは昨年一〇〇に對して一八、来年を同じように三月を横ばいいたしました場合には、先ず一三〇程度といふようなことになりまします。が、今申上げましたような数字を二十四年度の個人業主の所得実績に適用いたしまして二十六年度をはじいておる。ただ農業につきましては米価の関係が二十六年度の出来秋の米価のバリエーションで想定されておりますから、今年の三月の米価をそのまま横ばいといふやうに見ないで、出来秋の米価のバリエーション、たしか一九五だつたと思ひますが、石当り六千四百円という数字が現実に一応與えられ、それが基になつて食糧管理特別会計の予算もできているわけでありましますから、その上る数字を取つて見ますと、米価は二十四年度を一〇〇とした場合に、二十五年が一七、二十六年が一三・九といふような上り方の数字を出しまして、これを農業のほうの個人業主所得に適用いたして仮に計算をいたしております。従いましてこの国民所得におきましては、農業の関係と、その他の業種の関係は物価の見方の仮定が違つたわけでありまして、ほかに方法がないため

にさような算定の下にこういう計算をいたしているわけでありませう。あつたこの個人所得、法人所得等がありませうが、法人所得等につきましても、これは主として二十六年年度の予算、或いは二十五年年度の予算及び予算施行の実績等の、つまり課税の資料を基礎といたしまして、それに若干の修正を加えて国民所得といたして推定をいたしております。今次個人所得等におきましても、先ほど来申し上げたように勤労所得、或いは業主所得と同じように、例えば建て家の増加指数とか、家賃の上昇指数とか、それら掛け合せをいたしまして二十四年度の実績から延長している、こういうやり方をいたしております。従つて最も大きな点は、物価のベースの一つの仮定ができてゐるということになつております。それから、今後の物価の動きによつては現実に国民所得というものは動いて参る、ただ自立経済等を立てます場合に、今度の場合にも、今年の三月の物価の横ばいというようなことを一応の基礎にして、その中でいろいろの構造を作つてあるわけでありまして、そのために自立経済の考え方、組立て方というものはそのまま参りまして、自立経済に用いた資金上の指数とか、或いは物価の指数とか、現実の面では變つて参りますけれども、變つて参ることは国民所得を取ります我々の立場、或いは自立経済を作り出す我々の立場の上にはそう支障はないと考へてゐるのであります。ただ数字上の修正は出て参るわけでありませう。こういうことになつております。一応御説明申し上げます。

○小林政夫君 二十四年度の実績とい

うことが推計の根本的な基礎になつておるようですが、実績というのはどういうところでやられた実績ですか。

○政府委員(内田常雄君) 二十四年度の作り方でございませうが、私は実はその実績を作るほうの名人ではないのであります。ラインは心得ておられますので、そのラインを申し上げたいと思ひます。

○小林政夫君 大体の要領を……

○政府委員(内田常雄君) それでは大体の要領を申し上げます。先ず勤労所得であります。極く大ざつばに申し上げますと、今勤労所得を計算するための資料として二つの大きな統計が発表されております。一つは、先ほど触れました総理府の毎月勤労統計、賃金統計であります。これは男女別、業種別に毎月の賃金の変動を現わしております。もう一つの主要な統計は、労働力調査報告というのを労働省でございませうが、労働省が毎月公表いたしておりますが、これは業種別の勤労者の実数の変動を毎月示しております。そこで極く簡単に考えますと、結局勤労者に入る所得は、各業種ごとの勤労者の実員数に一方の統計における毎月の賃金を掛け合せて、それを全部合計したものが勤労所得になる、その中には官公吏も参りますし、鉱工業の労働者もございませうし、商業、自由業に従事する者もある、或いは団体役員もあるというふうになつております。たゞ農業とか水産業につきましても、たしか毎月勤労統計及び労働力調査報告にはなかつたと思ひます。これは別に農林省方面の統計で農業労働者につきましても、日額の日雇賃金調というものが農林省から出されております。それ

に対しまして農家経済調査といひませうか、そういうものが農林省のほうから出ておまして、これが農家の各規模ごとに調査がありまして、各規模ごとにどれだけの農業雇用者を使うか、農業雇用者の場合には非常に臨時の人が多いので、月ごとに非常に違つております。而も一方は日額の賃金が載つておりますので、それを何か数種のグループに分けて日額を掛けつて月額に延ばし、それを一定の型によつて年額に延ばすというふうな、やや複雑なことをやりまして、農業における労働者の所得を計算する。林業、水産業のほうも、これも鉱工業のように簡単に参らないで、農業と鉱工業との丁度間程度の掛け合せのような方法をとりまして勤労所得の実績をはじいております。これは毎月の勤労統計と労働力調査報告は二、三ヶ月遅れて統計が出るようであります。農業とか水産業とか林業の統計は非常に遅れるというやうなことのために、この実績も半年からいづれたものでなければ出ない。アメリカあたりですと一四半期ズレぐらいの国民所得の実績はどん／＼出て参る、今日ですと十二月くらいまで、二十五年の暮までの実績がわかるというやうに統計が整備しておるようであります。我が国では恐らくまだ去年の六月くらいまでの実績しか上つていないのじやないかと思ひます。

それから個人の業主所得の実績、これも先ほど触れたのであります。これは税のほうから見ますと、先ず事業税とか或いは申告所得税を取りますために、無論課税所得があり、課税所得を又引延ばして全体所得と推計できるわけでありませうが、私どもは税は或いは

この所得の調査にゆがめられてゐる部分無きしもあらずと考へますので、全然別の点から個人の業主所得をとることにいたしまして、たしか全国のいろいろな型の都市、十都市ですと二十都市ですかを選びまして、業主もいろいろ種類の業主を含むやうな形で業主をとりまして、その個人業主について商工会議所その他の機関を調べまして実態調査をやるのであります。その実態調査は飽くまでもこれは雛型といひますが、抽出調査でありますから、それをそのまま全体に延ばす際にはいろいろ問題がある。そこで税のほうは或る業者、個人の所得のつかみ方としては間違つておるかも知れませうけれども、全体から見た場合は、或る都市と都市との間、或る事業と事業との間というものは一つの型があるわけでありませうから、税における課税所得の型のようなものを一方眺みながら、或々が個別的に作つた個人業主の所得を全国的に全体的に引延ばすやうなことをやつておるわけでありまして、これは私どものほうに国民所得調査室というこのための組織がございまして、これが中心となつて全国のいろいろな機関の協力を得ながらやつておるわけでありませう。法人の所得、これも実際の所得をつかむといふことはなわ／＼むずかしい。特に国民所得という場合には、要するに法人が作り出す、法人に残る附加価値でありますから、必ずしも簿記会計でいう法人所得、或いは税でいう法人所得とも違ふ点があるわけでありませうが、現状におきましては、これのつかみ方が非常にむずかしいために、主としてこれは先にも触れましたやうに、課税のための予算の見積りを

いろ／＼な点から法人についてやる。それを基礎として何か一つの型があるはずで、修正したり又課税のための所得は、所得ある者だけでありませうが、国民所得として全体を見る場合には、損のある、所得のない法人を見て、その分を、損の分を引かなければならぬのですから、損のある法人の型、損のある法人の所得の割合といふものを一方に出しまして、それを課税所得から引いたりするやうなことをやつて非常な苦心をして、いわゆる実績を作り、課税所得としておるやうであります。

大体さうなことで、なおそれ以上詳しいことは必要によりまして、そのほうの専門家からお答えさせることにいたします。

○佐多忠隆君 ちよつと関連して……、二十五年年度の数字が、暫定的でもいいが、実績となる……、一応確定するのは、時期に言つていつ頃か、それから実績になると二十六年年度はさう違わないう話だが、二十五年年度の実績になるとやはり違ふ、こういうお見込ですか。

○政府委員(内田常雄君) そうです。二十五年年度が実績になりますのは、恐らく二十五年年度終了から五ヶ月近くになりますから、二十六年の早くとも九月ごろかと思ひます。

○佐多忠隆君 それでやはり相当違ひますか、今までの感じでは……。

○政府委員(内田常雄君) 二十五年年度は、一応二十五年年度末、つまり本年の三月までの物価を見通してありますから、二十六年年度ほどには違わなと思ひます。二十六年年度は丁度三月まで、ところがこれも正直に白状いたします

と、この二十五年度の予測であります
が、予測で使った物価によつて、我々
がここまでは物価は上らない、今年の三
月においてそれは物価が上らないだ
ろうと思つてこの数字を作りましたも
のが、すでに物価のほうに先には、実
は生産財につきましては上つてしまつて
おるので、詳しくやり直せばもう少し
二十五年度も殖やさなければならん面が
すでにあるようでもあります。大体申し
ますと、先ほど取りました生産財の実
効価格ですが、生産財の実効価格は、
基準が昭和二十二年七月から二十三年
六月を一〇〇としておりますが、その
基準一〇〇に対して今年の三月は三〇
一・八と見まして、つまり二十三年の
三倍というふうに見ましてやつており
ましたのに、最近発表になりました生
産財の実効価格の数字を見ますと、す
でに昨年十一月の数字、これは一番新
らしい実績数字ですが、昨年十一月にお
いて三一・五という数字が出てしま
つておる。従つてこれが十一月です
から、今年の三月まであと四、五カ月の
数字が出て参るときには、この三一
というものは、今年の状況ですと更に
上つてしまつて、三二〇とか三三〇と
かいう数字が出て来るのじやなからう
か、それを我々のほうでは今年の三月
を三〇一・八というふうな数字を使つ
たまになつております。これはもう
生産財のほうは、消費財や生産財実効
価格に比して上り足が非常に想像以上
のビツチでありましたために、こうい
うことになつておる。それらの点を中
心として相当六カ月後の実績が出る
ときには違ふのじやないかと思ひます。

○佐多忠隆君 これは生産のほうは、

勤労者の員数のほうはその狂わないで
すか、二十五年度は……。

○政府委員(内田常雄君) 勤労者の員
数のほうはそう狂うまいと思つており
ます。これは佐多さん御承知のよう
に、今度の自立経済審議会において
は、生産は相当殖えますが、雇用はそ
う改善しないという見通しになつてお
ります。ただ雇用内容として、賃金等
は改善するけれども、失業数が減ると
かいう数字になつておらない。この二
十四、五、六の間におきまして、雇
用数字というものは大きいものを見積
つておりません。ここに前の数字がご
ざいますが、大体雇用員数のほうはそ
う狂うようなことはなからうかと思
ひます。

○小林政夫君 特に所得計算について
安本の見解をお尋ねするゆゑには、減
税はどうかという所得課税の問題と
するおるのではありませんが、その判断を
するために尋ねておるわけですが、今
の個人業主の所得及び法人所得の算定
方法を求められておる個人業主のほう
は、実態調査等を或る程度考慮に入れ
ると思ひますが、今のお話であります
と、法人所得のほうは大分課税見込
額、課税額から逆算的な要素が多少あ
る。それで先般の本委員会における大
矢委員の議論においても、個人のほう
はなか／＼過大見積りではないか、そ
れから法人のほうは過小見積りではな
いかというふうな意見もあつたのであ
ります。そこで個人業主のほうの所得
の見積りについても、多少課税額のは
ね返りのようなことを今おつしやつた
わけですが、もう少し詳しく私として
は計算方法を聞きたいと思ひるのでご
ざいますけれども……。

○政府委員(内田常雄君) 国民所得
は、これは貨幣価値と申しますか、購
買力が不動のものでないために、数字
が大きくなることが必ずしも国民の実
質所得が大きくなつて来ているわけ
ではありませんが、名目所得は御承知の
ように大きくなつて来ている。併し財政規
模或いは税収の予算実績等は、むしろ
最近におきましては、年々減らされて
来ている、これは全体としてのお話で
すが、従つて我々は全体としての割合
を見ますと、国民所得或いは国民総生
産について財政規模なり或いは税収額
というものは低くなつて来ているとい
うことは間違ひございません。各税法
が減税になつて来ている以上、国民所得
と税の割合は、国民負担が低くなつて
来ていることは現れて来ている。各業主
の間とか、法人と法人との間とかにつ
いては、これはいろいろな面がありま
すけれども、これはなか／＼国民所得
の計算と、それからその当該税金等を
付けまして、国民所得自身が、私が
先ほどから申上げましたように、実績
におきまして、予測におきまして
も、びた一文も狂わないことではないと
いうことで大体の傾向を見ている。併
し税のほうは、税の目的から、かなり
具体的につ／＼捉えて課税されてお
るものであります、それをぶつつけ
て見ましても、計算の総合が現れる
だけで、それを以て負担の公平とか或
いは軽重とかいうような判断には具体
的にはならん面が多いだらうと思ひま
す。

○油井賢太郎君 今のお話のうちでC
PIが余り上つていないというふうな
お話なんです、実際我々常識的に考
えますと、相当消費価格というものが
上つて来ているのですが、その狂いはどう
して来るのですか。これはやはりあな
たのほうの調査では、消費財というも
のは上つていないというふうな確信が
おつきになりますか。

○政府委員(内田常雄君) CPIは、
これは数字の上で上つていないことは
御承知の通りであります、例えば東
京の二十四年度のCPIの平均は、一
三二・七でありまして、ずつと二十四
年度中は各月のCPIは下つて参つて
おるわけで、二十四年度末、即ち昨年
の三月にはCPIは一二五という数
字、それから更に本年度に入りまして
も、一番低い月は五月の一八という
ところまで下つて来ております。一番
新しいCPIの数字が昨年の十二月で
あります、一二八・八というふうな
数字で、昨年度の十二月が一三〇・
九というところから見ましても、ずつ
と下り足が来て、六月以降僅かに上つ
て来ている。私の記憶では、これは計算す
ればすぐ出るのであります、昨年の
四月六月のCPIを一〇〇とした場
合、この十二月は一〇六・一〇七で、
六〇か七〇か上つていない。これは
CPIは嘘を作つたものではなく、実
際の調査対象になる生計費における購
買内容から形成されておるわけであり
まして、妙な言い方ですが、無論繊維
品等を買わなければ上つて来ないので
すが、CPIが上つて来ていることは買
われて来ているということなんです。従
つてこのCPIの中に現れて来ている
ことは、各物価ではなく、現実には家庭
が一定の家計費で購入した内容の掛け
合せが出て来るのでありますから、例
えば物価が如何に上つても私どもの場
合で見ますと、家庭が買つた場合が多

いのですから、CPIの中に出て来な
い、こういう恰好だらうと思ひます。
併しいつまでも変らないのではありま
せん。上つて来ているものは大体先ず消費
財では繊維、あとは金属とか……、金属
等はあるけれども、食糧は今までも一
月以降若干上つて来ているのでありま
すが、十二月まではそのまゝの価格であ
り、間にはむしろ下つておる。この中に
詳細な分析がありますが、何ならこれ
を差上げてもよろしいと思ひます。

○油井賢太郎君 結局CPIという
ものは、消費力といつても並行するとい
うことになれば、その月の所得とCPI
というものは常に一致して来ている、こ
ういふふうになつてしまふということ
ですね。消費財の価格の変動というも
のは何にも織込まなくてもいいこと
になる。その矛盾はどういうことにな
りますか。

○政府委員(平田敬一郎君) このCPI
の動きは、主税局といたしましては注
目して見ておられますので、若干その
見ておられますことを御参考までに申上
げますが、CPIは内閣の統計局で
やつておられます五、六千の世帯の現
実家計調査を基にいたしまして、そ
れを指数化しておる。ウェイトは一
定のウェイトをとりまして、現実に
指数化してありますので、その指数
といたしましては、やはり物価指数、
消費者の購買する総合物価指数をな
して来ていることはこれは間違ひない
と思ひます。これは最近或るものは非
常に上つて来ますが、CPIの内容
を見ますと、或る部分は相当上つ
て来ている、例えば家計費の中で御承知
の通り飲食費は約六割近くを占めてお

りますので、この主食、副食等の動きがどうなるかというのが、実はCPIの指数に非常に大きく影響することだと思ひます。而も配給がよくなくなつてゐるか悪くなつてゐるか、闇の部分が多いか少いか、そういうことによりましても実効価格が變つて来る。従ひまして私は最近まで比較的CPIが物価騰貴にかかわらず安定してゐるものは、食物の価格というものは比較的ほかの物価より上つてゐない、これが一番大きな原因ではないかと思ひます。衣料品その他のものは相当やはり私は上つてゐると思ひますが、これはウェイトがやはりそれだけ少い、家計費の中で占める部分が少いものですから、全体としてCPIの結果に現れるところは少くなつてゐます。こういうのが大體の傾向ではないかと思ひます。それから家賃、交通費等は去年以來上つておりませんし、こういうものの全部を含めました総合指数でございしますから、今安本の金融局長からお話になりましたような状態に実はなつてゐるようですが、衆議院でも、物価は我々の常識では二割乃至三割上つてゐるのに、局長の説明は違ふのではないかと大分反問されて、統計もたびたび申上げたのでありますが、私も、さつき金融局長のお話のように、昭和二十四年の平均を一〇〇としますと、昨年の十一月の水準はまだ九三です、それが十二月にちよつと四〇くらい上りまして、九七になつてゐる。十二月に非常に上りましたのは、これは私は相当CPIの危険信号というふうにこれを感じてゐるのですが、一方十二月におきましても賞與等の支拂がありまして、まだ賃金の支拂の総額は

出ておりませんが、相当増えてゐるようですね、従つてその辺が相当影響してゐるところもあるのではないかと考へられますが、今後どういふふうになつて行くか、これはなかなか問題だらうと思ひますが、今までのところは財政金融局長のお話通りでございまして、余り実は上つてない。二十四年を平均しますとむしろ下廻つてゐる。去年の六月頃に比しますと十二月で六・七%の増加というのが大體の状況のようでございます。なお併しこの点はいろいろ資料等必要がございしますれば、別途に作つて御提出してもよいと思ひますが、私どもそのように判断いたしております。

○委員長(小串清一君) ちよつとお話

りますが、舟山銀行局長が見えてゐますので、東銀の債券問題についてこれより質疑を……

○佐多忠隆君 そうするとこの問題は又別の機会に……

○委員長(小串清一君) 若し御希望があつたら別の機会に……、舟山局長は非常に忙しい人ですから、一時これは留保して……、舟山局長にお願いしますが、この東銀の金融債の発行を契機としての、只今問題になつてゐる……、いろいろの議論があるのであります

が、この東銀発行の可否を論ずるよりも、金融債のあり方とか金融の機構とか、無記名預金と税制との関係とかいろいろ問題があると思ひます。これについて局長の考えを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 最近銀行の金融債発行の問題、これは正確に申しますれば短期の金融債の発行の問題をめぐりまして、東京銀行が東銀債貿易

債なるものを発行しようとする具体的な問題に至りまして、世上いろいろ批判があるが、この中には私どもの予想もしない雑音も入つておりますので、意外としておるところでございします

が、この問題は昨年銀行等の債券発行等に関する法律の制定以来、純粹に事務的にいろいろ検討もし、計画も取り運ばれて参つたのでございまして、ここに若干その経緯につきまして御説明申上げて御了解、御明察を頂きたいと思ひのであります。この昨年の債券発行法の制定におきまして、銀行も、あらゆる銀行が基盤においては平等な立場に債券を発行し得るといふことに相成つたのでございします。

先ず第一に問題になつておりますことは、東銀債の発行が同法の趣旨に反するのではないかという点でございしますが、そういうような法律の見解について、問題のないことは、若し御質問がございしますれば詳細申上げたいと思ひますが、端的に同法に基いて現に割引興業債券、割引商工債券が発行されてゐるという事実だけ捉へまして、別問題として取上げただけではないわけでございます。同法におきまして、興業銀行、勸業銀行その他の旧特殊銀行を普通銀行としたしまして、他の銀行と同列に置くという精神を持つてゐるわけでございます。

それから次に、同法に基きまして短期の金融債券を発行する意図が当初からあつたのかどうかという問題につきましては、當時同法案の提案理由にも謳つてございしますし、又質疑の際に私どもの見解も御説明上げた次第であります。例えば預金証券とも言うべき短

期の金融債も同法に基いて発行し得るのであるといふことをはつきり申上げておる次第であります。そこで昨年の夏頃から、東京銀行におきましては早速東銀債を発行したいといふ希望も持ち、計画も立てたのであります。そうしまして私も事務当局のほうにその可否について御相談もあつたのであります。御承知の通り金融債の発行は、従来の許可事項から外しまして、あらかじめ当局に届出ればよろしいといふことになつたのであります。東銀もそういう建前になりましたにもかかわらず、短期金融債の発行については慎重な態度を以て事務当局に相談があつたわけでございます。私どもも慎重に研究しましたために、暫らく実行を待つようになつた趣旨を以ちまして、到頭昨年中にはその発行を見るに至らなかつたのでございします。東銀ではその希望を捨てませんでした。昨年の暮になりまして、更に新春を期して東銀債の発行をいたしたいという申出がございました。別途この資本蓄積の問題が非常に緊要である時期になりました。かたが、金融も特需関係とか、輸出関係とかのために相当引きゆるみまして、市中に余裕資金のあることも御承知の通りであります。この資本蓄積の一つの方法をいたしまして、当局といひましたのは、別途税制のほうの改正をも考へまして、御承知の通りこの預金利子に対する源泉選択課税の復活という点も、昨年暮頃の情勢におきまして、ほぼ復活の見込がついて来たといふ時期に相成つたのでございします。金融界からは今度の債券発行をめぐりまして、こういう金融債の発行よりも、又昔のごとく無記名定期預金の復

活のほうがより効果的であるといふ御要望もあつたわけですが、この無記名定期預金の問題につきましては、再三私どものほうでも研究いたしたものでありますけれども、どうしてもこれは実現される見込はないという結論を見るに至つておつたのであります。そこでこの資本蓄積にはいろいろ手を用ひる必要がある。ついでには預金証券とも申すべき短期金融債の発行もこの際これを認めまして、あらゆる手段を盡して資金吸収に努めるといふことが必要であらう、又その時期であるといふ見解に達しましたので、この東銀債の発行もよろしいであらうといふことを大蔵省の見解として東銀に申し渡したわけでありました。ただこの際短期の銀行債の発行につきまして、私どもは何も手放しで全然自由に各銀行をしてその発行を認めるという趣旨ではなかつたのでございします。このことは最近この問題が世間の問題になります前に、見解もすでに表明しておる次第でございします。即ちこれが濫発を見ますならば、現在問題となつておりますように、預金の横流れその他の弊害を伴う虞れなしといたしません。そこで各銀行の各月の発行額、延いてはその月における銀行短期債の発行総額、更にその條件、更に進みましては売出しの方法、こういうものについて、或る程度の調整をしなければならぬといふことを考へておつたのでございします。そうしてこのことは各銀行から金融債発行の希望があらわれたときには、適当に内面指導をいたしたいと考へておつた次第でございします。こういったことによつて、單に定期預金が銀行債に振替るといつたような弊害も十分

活のほうがより効果的であるといふ御要望もあつたわけですが、この無記名定期預金の問題につきましては、再三私どものほうでも研究いたしたものでありますけれども、どうしてもこれは実現される見込はないという結論を見るに至つておつたのであります。そこでこの資本蓄積にはいろいろ手を用ひる必要がある。ついでには預金証券とも申すべき短期金融債の発行もこの際これを認めまして、あらゆる手段を盡して資金吸収に努めるといふことが必要であらう、又その時期であるといふ見解に達しましたので、この東銀債の発行もよろしいであらうといふことを大蔵省の見解として東銀に申し渡したわけでありました。ただこの際短期の銀行債の発行につきまして、私どもは何も手放しで全然自由に各銀行をしてその発行を認めるという趣旨ではなかつたのでございします。このことは最近この問題が世間の問題になります前に、見解もすでに表明しておる次第でございします。即ちこれが濫発を見ますならば、現在問題となつておりますように、預金の横流れその他の弊害を伴う虞れなしといたしません。そこで各銀行の各月の発行額、延いてはその月における銀行短期債の発行総額、更にその條件、更に進みましては売出しの方法、こういうものについて、或る程度の調整をしなければならぬといふことを考へておつたのでございします。そうしてこのことは各銀行から金融債発行の希望があらわれたときには、適当に内面指導をいたしたいと考へておつた次第でございします。こういったことによつて、單に定期預金が銀行債に振替るといつたような弊害も十分

に除き得る、そうしてこの資金吸収に十分貢献し得るというような考えを持つておつたのでございます。今後におきまして各銀行に債券発行について自由競争を許すことではございませぬ。そこは適宜調整をとつて行くつもりであることは変らないのでございします。こういたしますれば短期銀行債の発行によりまして、弊害の面より利益の面が非常に大きい。そして現在の金融情勢上裨益するところが少なくない、こう考へておる次第でございします。その他派生的な問題がいろいろございしますが、なお御質問によりましてお答え申し上げます。

○松永義雄君 ちよつと簡単に、只今大蔵省なんです、見解の発表とか指示とかいう言葉があつたのですが、解釈のしようによつては金融の統制というふうになるかと思ひますが、そういったことは銀行業務について法律の根拠があつて指示とか見解があつたのですか。

○政府委員(舟山正吉君) 私が見解とか指示とか申しましたのは、例へば銀行業者の集まり等の席上において意見の交換をする際に、そういうことを申したのであります。そうしてこの権限的な問題につきましては、銀行に對しては広汎な監督権を持つております。そういうことによりまして少くとも表面には立ちまかせんけれども、いろいろ内面的な御相談には応ずるといふことは従来もやつておることでありまして、それらによつて金融界の円滑な運営をしたいという考へでやつたことであると思います。

○松永義雄君 其の監督という意味ですけれどもね、そういう積極的な指示にまでも及ぶべきですか、監督という言葉は……。

○政府委員(舟山正吉君) この金融界に起ります凡百のいろいろの問題につきましては御相談に應じ、或いはこちらからこうしたらよからうという意見を申し上げておるわけでございます。

○松永義雄君 普通監督という言葉は、取締りという言葉に似た、親戚のやうな感じがするのですけれども、積極的に述べられるだけの権限がはつきり法律上認められているか。

○政府委員(舟山正吉君) 銀行法の中に、大蔵大臣は銀行に對して諸々の指示をなし得るといふ規定がございします。

○大矢半次郎君 従前は特殊銀行、例へば興業銀行等において相当短期の割引債券を発行していたものであります。あれは期間は一年のものに限つておりますか。それともそれよりも長期のものがあるか、又六カ月、三カ月の短期のものがありましたか、その点……。

○政府委員(舟山正吉君) 戦後後債券を発行いたしましたのは主として興業銀行でありまして、これについては三年の利付の債券、それから一年の割引発行の形による債券とございました。それからこの法律がございまして、見返資金で特殊金融機関に実施いたしましたから、商工債券等の割引発行の形で出しております。なお特殊の例でありますけれども、昨年は農林債券につきまして半年ものの発行を、これは一年を限つて特殊の事情がございましたために認めた例がございします。併し金融債券といひましたは一年ものの割引発行のもの、それから三年ものの長期のもの、この二種類と考へてよろしいと思ひます。

○大矢半次郎君 長期資金の三年のもの、金融界の條件が許すならば、もつと長いものでも発行し得るのではなからうかと思ひますが、これは既往のものにおいても幾らも例があります。私の伺つてゐるのは、割引債券についてそういう三年とかいうことを果して今後お認めなさるかどうか。それから六ヶ月、三ヶ月の短期の割引債券もやはりお認めになるか。法律上の解釈及び実際の運用上、どういふふうになるか。

○政府委員(舟山正吉君) この三年ものの債券もでき得ればもつと長くしたいのであります。これはインフレーション時期におきましては、なか／＼そういう債券は売れません。一兩年以來インフレーションも安定して参りましたので、漸次債券を長期化して行くことが可能になつて来たところであつたのであります。それから割引債券につきましても、一年もののほかはございませぬ。それで今度東銀について認めるに於いて、短期銀行債券の條件は、一年ものに限つて行くという考へを持つておつたのであります。半年ものとか、三カ月ものを認めるという意思はなかつたわけでありまして、そこで又誤解を招く言葉であります、認めると申しまして、法律上はあらかじめの届出によりまして銀行が発行する建前になつております。併しその届に先立ちまして、いろいろお話しを、いわゆる内面政策といひまして、そういうものは出させないという方針をとりたいと考へております。

○大矢半次郎君 先ほどのお話の、無

もの、この二種類と考へてよろしいと思ひます。

○大矢半次郎君 長期資金の三年のもの、金融界の條件が許すならば、もつと長いものでも発行し得るのではなからうかと思ひますが、これは既往のものにおいても幾らも例があります。私の伺つてゐるのは、割引債券についてそういう三年とかいうことを果して今後お認めなさるかどうか。それから六ヶ月、三ヶ月の短期の割引債券もやはりお認めになるか。法律上の解釈及び実際の運用上、どういふふうになるか。

○政府委員(舟山正吉君) この三年ものの債券もでき得ればもつと長くしたいのであります。これはインフレーション時期におきましては、なか／＼そういう債券は売れません。一兩年以來インフレーションも安定して参りましたので、漸次債券を長期化して行くことが可能になつて来たところであつたのであります。それから割引債券につきましても、一年もののほかはございませぬ。それで今度東銀について認めるに於いて、短期銀行債券の條件は、一年ものに限つて行くという考へを持つておつたのであります。半年ものとか、三カ月ものを認めるという意思はなかつたわけでありまして、そこで又誤解を招く言葉であります、認めると申しまして、法律上はあらかじめの届出によりまして銀行が発行する建前になつております。併しその届に先立ちまして、いろいろお話しを、いわゆる内面政策といひまして、そういうものは出させないという方針をとりたいと考へております。

○大矢半次郎君 先ほどのお話の、無

記名の定期預金の復活ということも大分希望があることで研究して見たが、到底実現が困難だといふので、これは見合した、併しその他のいろいろの方法でできるだけ貯蓄増強をしなければならぬといふので東銀の東銀債の短期割引発行も認めることにした、こういうお話でございしますが、そういうことは、御承知の通り金利の調整審議会がありまして、金利の調整をやつておるのではありませんか、これを短期債券、東銀債の例等につきましては、どういふ考へをお持ちでございしますか。

○政府委員(舟山正吉君) 臨時金利調整法により、金利の制限につきましては、この一年以下の金利についてのみ規定がございします。それから債券等につきましては、同法には別に制限規定はないのであります。併し今度一年の短期銀行債といふものが出ますにつきましては、これは丁度定期預金と経済的に働きを同じくするものでありますから、同期間の定期預金と或る程度の均衡はとつて行かなければならぬという考へを持ちまして、従来割引等におきましては年利七分二毛くらいの金利でありましたのを、東銀債においては年五分といふところまで引下げることを考へたのであります。

○大矢半次郎君 興業銀行のごときは、店舗が少いから発行方法、売出し方法についてもおのづから限度があると思ひますが、東京銀行のごとき、或いはその他の普通銀行においてこういうものを発行することになりまして、よほど變つて来て、他の普通銀行等の定期預金に対する影響もあると思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 債券発行法の制定以来、各銀行は法律的には一定の條件さえあれば、つまり自己資本に對する発行余力がありますれば債券を発行し得ることになつたのであります。そこでこれを、発行を予期するといふことは必ずしも公平の觀念に合致しない、但し発行する場合の條件、金額等の調整は必要であるといふ考へを持つておるわけでございます。

○大矢半次郎君 それから先ほど定期預金との関係のお話がありましたが、定期預金につきましては、相当税負担があるものであります。この割引発行の債券については、所得税の関係はどういふふうにお御解釈なすつておられますか。

○政府委員(舟山正吉君) 割引債券につきましては、売価額と償還額との差、いわゆる発行格差につきましては、これは申告によつて課税を受けるというのが、税法の解釈と承知いたしております。

○大矢半次郎君 それから新聞紙等におきましては、貸倒準備金を、この債券発行の基礎に計算するところの一般の利益から積立てた準備金の中に計算するかのやうな記事もあるものであります。大蔵省といひましては、法律の解釈をどういふふうに見ておられますか。

○政府委員(舟山正吉君) 債券発行法におきまして、第二條の第二項に、「この法律において自己資本」とは、資本金及び準備金をいふ。」とありまして、その準備金は、「準備金、積立金、基

うのであります。そういう点についてはどういふ考へを拂つておられますか。

○政府委員(舟山正吉君) 債券発行法の制定以来、各銀行は法律的には一定の條件さえあれば、つまり自己資本に對する発行余力がありますれば債券を発行し得ることになつたのであります。そこでこれを、発行を予期するといふことは必ずしも公平の觀念に合致しない、但し発行する場合の條件、金額等の調整は必要であるといふ考へを持つておるわけでございます。

○大矢半次郎君 それから先ほど定期預金との関係のお話がありましたが、定期預金につきましては、相当税負担があるものであります。この割引発行の債券については、所得税の関係はどういふふうにお御解釈なすつておられますか。

○政府委員(舟山正吉君) 割引債券につきましては、売価額と償還額との差、いわゆる発行格差につきましては、これは申告によつて課税を受けるというのが、税法の解釈と承知いたしております。

○大矢半次郎君 それから新聞紙等におきましては、貸倒準備金を、この債券発行の基礎に計算するところの一般の利益から積立てた準備金の中に計算するかのやうな記事もあるものであります。大蔵省といひましては、法律の解釈をどういふふうに見ておられますか。

○政府委員(舟山正吉君) 債券発行法におきまして、第二條の第二項に、「この法律において自己資本」とは、資本金及び準備金をいふ。」とありまして、その準備金は、「準備金、積立金、基

金その他名称の如何を問はず利益のうちから積み立てられたものであつて、且つ、株主勘定に属するものを用いる」という規定がありまして、貸倒準備金は、経済的に見まして利益の中から積み立てられたものであり、且つこれは株主勘定に属すると見てよろしいという意味合いにおきまして、本法の自己資本の中に入れたわけでございませう。税法等の解釈と、この法律につきましての経済的な解釈とは、或いは異なるところがあるかも知れませんが、とも、本法の解釈上は差支えないものと考へております。

○大矢半次郎君 私はその点非常に疑問を持つておるのであります。貸倒準備金は、どうしても貸出し債権の中に相当不安なものがあるからして、それを将来の準備のために積立てる、而して金融機関につきましては、特に普通の会社以上に現下の金融情勢から見ると、その準備率を多くしなければならぬといふので、三年間の期間を限つて、特に現在多くしておるようでありませう。金融機関のほうからこれは非常な要請があつて、どうしても貸出しに不安なものがあるからして、これは普通の会社と異なつて、準備率を多くしてもらいたいという要求があつて、ああいう法律ができたものと思つておるのでありますが、そういうふうな情勢にありながら、今債券発行の基礎にこの貸倒準備金を入れるというのは、不確定な要素が多分にある、これがたゞに又税の方面においても課税しないで損金に見えるところのものを発行の基準にとるとするのは、債券の信用を傷つけるものではなからうかと思ひまして、私はこれは慎重に御考慮願ひたいと思ひます。現に当初大蔵省でもそのような解釈をとつていたのが、最近変更したのではなからうかというふうな気がいたしますが、これは是非再考願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 貸倒準備金を自己資本に入れるかどうかの解釈につきましては、本法制定以来切実な必要といふものはなかつたから、特に研究することがなかつたのであります。この際当局の解釈としては、自己資本に算入してよろしいということを、研究の結果決定した次第であることを御了承願ひたいと思ひます。それから貸倒準備金は、成るほど不良債権がありましては減るわけでありませうが、併しこれは銀行の内部留保であるといふ意味におきまして、本法の精神から照し、且つ経済的に考へまして、債券発行額を関連させて考へるといふことは、必ずしも不当でないと思ひます。

○大矢半次郎君 主税局長はおられますか。主税局長に伺ひたいのですが、今の銀行局長の説明のようによつて、税法上果してこれを損金に見るのが適當とお考へになりますか。○政府委員(平田敬一君) なか／＼むづかしい問題と思ひますが、今銀行局長のお答えは、恐らく債券の発行等に関する法律の解釈問題としてお答え願つたのじやないかと思ひます。これを實質的に判断した場合にどうすべきかといふことになつて来ますと、私は若干研究の余地があるのではないかと思ひます。今のお話のように、将来貸倒れになる危険が相当多分にある、それに対する準備として設けると

いうのが、貸倒準備金の準備でございませう。若しそういう危険がない、非常に準備金として確実なものであるといふことになりませうと、これは或いは準備の率等につきまして、どうするか検討するといふたやうな問題が出て来ると思ひます。併し今のところいたしましては、現在の法律の解釈といたしましては、銀行局の解釈は、これはいたし方なからう、かように考へるのでございませうが、政策的にどうするか、又立法論としてどうするか、この点につきましては、まだ若干問題が残つておるのじやないかと思ひます。

○大矢半次郎君 この銀行等の債券発行等に関する法律自体を見まして、若しも預金が債券発行のときに比べて増加して、従つて自己資本の二十倍を越すやうな場合には、期末において利益の中から準備金を積立ててそれを補填しなければならぬという規定がありますが、こういう場合には貸倒準備金を増加して、そして積立金の補充をやつて差支えないという解釈をとられますか。

○説明員(大月高君) 先ほどの局長の御説明を補足いたします。貸倒準備金を積みます前提といたしましては、先ず利益があることが必要でございまして、その利益の中から利益の百分の三十という限度で積むわけにございませう。従つて一般の準備金と同じく、利益の中から積立てまして、それを将来の貸倒れの準備に當てるわけにございませう。税法において認められておりませうのは、最小限そのくらの貸倒れは将来あるべしといふことを予想いたしまして、認められておるわけにございませう、これが只今では百分の二という

数字になつております。貸倒金の百分の二という限度になつております。銀行の実際の経理におきましては、将来起ることあるべしと予測いたします貸倒れに對しましては、税金を拂つた貸倒準備金をやはり別途積んで置くわけにございまして、税法のほうにおきまして、百分の二の程度までは税法上優遇する、それを超える分につきましては、有税を以て積立ててもかまわぬといふ建前になつておるわけでありませう、税法のほうで比較的確定な分を除外しておるわけでありませう。この考へ方は、例へば税法と金融との關係におきまして、今度の債券発行法に基きます優先株式に対する配当は、七分五厘といふことになつておりますが、この七分五厘の配当につきましては、損金処分として税法上は見るといふ法律案を只今国会に提出してございませう。つまりこの七分五厘といふものが利益の処分がないといふやうな問題になりますと、やはり経済的には利益の処分である、併し税法上はこれを損金として扱つて優遇するんだ、こういう意味だと了解いたしておるのでございませう。その他将来取り崩されることあるべしといふ問題につきましては、例へば現在利益処分として各会社でやつております退職準備の引当金のごときも、長い計算を以ていたしますれば、退職者があれば必ず崩れて行く準備金なのでありまして、これは現在有税になつておりますけれども、これは如何なるものを税法上優遇するかどうかといふことによつて判断していい問題ではないかと考へます。

○大矢半次郎君 私は税法所定の貸倒準備金以外に、自分のものを貸倒準備の名前で銀行が積立てたものを、そういうものを、債券発行の基礎にするのは、不當だといふことを申し上げておるのじやありません。それは御隨意です。私はそういうことについて御質問しておるわけにございませう。私は現下の経済金融の情勢からいつて、銀行の貸出資産の内容の中に、こういう不安なものがあるからして、普通の会社よりも余分に貸倒準備金を積立てなければならぬ。これがために税法上もその積立てた分は、損金に扱わなければならぬと一方にして置きながら、最も信用を重じなければならぬ債券の発行の基礎たる準備金にこれをそのまま入れるといふことは、法律の解釈よりも、むしろ貸倒れの準備金の制度を設けたゆゑ、又金融債券の世間に対する信用を保持するゆゑ、なら言つても、決して當を得たものではなからうと、こういう考への下に聞いておるのであります。私は單に論理を喜んでおるわけにはありません。事の妥当なりや否やといふことについて御意見を伺つておるわけです。

○政府委員(舟山正吉君) 預金と債券の額を、自己資本に對して一定の率を保たしめるという本法の措置につきまゝして、かかる貸倒準備金のほかに、いろいろ準備金も算入し得ることを本法では認めておるわけにございませう。今大矢委員のおつしやいましたやうに、嚴密にこの自己資本といふものを、これを経済的に嚴密のものとするといふやうなことになるすれば、例へばこの新銀行法の草案において採用いたしましたやうな実質資本といふやうな觀念、即ち銀行の資産中、不良のものとはことごとく洗い去つた残りの資

産から算出したしました実質資本、こ
ういうところまで行かなければ徹底し
ないのではないかと。又それも一つの行
き方ではあるということをお考へてお
るのではありません。本法の解釈といたしま
しては、あらゆる準備金、積立金等は
一応の内部預金といたしまして、それ
によつて債券発行限度の線を算出した
してよろしいということになつており
ますので、貸倒準備金の今度の取扱に
つきましてもあえて不当なことはない
と考へております。

○佐多忠隆君 今の問題に關連し
て……、どうもいろいろ御説明を聞い
て……、貸倒準備金を自己資本に算
入するということは、非常に無理があ
るという感じは掩い隠せないと思つて
います。今の大矢委員の意見でも、そ
の点ははつきりしているし、御答弁も
非常に苦しい、無理な御答弁のように
感ずるのですが、そういう無理を今に
なつてあえてしなければならなくなつ
たというのは、一体どういうためにそ
ういうことになつたのか。私たちが市
井で聞くところによると、東銀に大体
短期債を許すという一つの無理をやつ
たために、そのために各銀行が、その
他の市中銀行が騒ぎ出した。特に大銀
行の間あたりでも発行余力のないもの
が非常な騒ぎをやりましたために、若
干そこに発行余力をつけてやるため
に、苦しい紛れに、最初に無理をやつた
ものだから苦しい紛れに更にそれを合理
化するために第二の無理、或いは極言
すれば、嘘をやらなければならんとい
うようなことになつて、非常な無理を
やつているのじやないかという感じが
掩い隠せないのですが、もう少しそ
ういふ実体面の実情をお話願ひたい。

○油井賢太郎君 關連してお聞きした
いのですが、大体今回の問題の焦点と
いうのは、大蔵省のいわゆる見解の婦
着点にあると思つてゐますが、我々はこ
この大蔵委員会を以て、銀行等の債券
発行等に関する法律を以て、はつきり
と第五條におきましてこの債券を発行
しようとするときは、主務大臣に届け
出なければならぬと、届けさせられ
ばいいというように我々はきめたと思
うのです。それに対して大蔵省側は、
届けがあつたものを無條件にどん／＼
許可して行けば、こんな問題はもうな
かつたと思つてゐる。その点がどうも
はつきりしないために、こういうこと
になつたのじやないかと思つてゐるの
が、一体国会を以て、国会の審議権を
以てこういう法律をきめた以上は、そ
れの上を行く大蔵省があるというの
は、我々納得が行かぬのですが、その点
について、今に關連してお答え願ひ
たいと思ひます。根本の問題です。

○政府委員(舟山正吉君) 自己資本の
解釈につきましては、先ほど申し上げ
しましたように、本法に基きまして具体
的の債券を発行するという現実の問題
にぶつかりませんでしたために、法律
制定以來、特に突き詰めた結論を出す
ということをしてきたことがあつたのであり
ます。東銀債の発行をきつかけにいた
しまして、解釈をはつきりさせる必要が
ございまして、この貸倒準備金につ
きまして、申上げておるような結
論を下したわけでございます。それで
その解釈につきましては、先ほどから
申上げておられます趣旨に基きま
して、私どもは決して不当なものでは
ないと考へておる次第でございます。
それから第五條の規定に關連いたしま

して、届出事項であるから、大蔵省が
これを阻止したりすることは適當でな
からうという御見解でございますが、
金融上の問題は、いろいろその銀行だ
けの問題として片付けるわけに参らん
場合が多いのでありまして、金融界全
体に波及する、それから又その扱いに
は極めて微妙なものがあつたわけでござ
いますので、銀行からも御相談に見
え、それに対して私どもは私どもの見
解を申上げるといふことは、行政適當
な措置と確信いたしておるのでござい
ます。まあ夏頃から東銀としては発行
の希望を持つておつたのに、当局が故
意に抑えたといふことはないのでござ
います。

○油井賢太郎君 只今の御回答の趣旨
はわかりました。趣旨はわかるんですけ
れども、法律を以てはつきりきまつて
おるものを、これは法律を変えないで
もそういうことをやつて差支えないか
どうかといふ点になりますと、我々疑
問なんです。もう法律ではつきりし
ているものなら、飽くまでこの法の通り
にやつて行くべきものじやないかと思
う。それについて政府みずからが、法を
むしるなめていふというふうになつて
もいたし方ないのじやないかと思つ
てゐるのですが、今後そういう方針でやら
れるんですか。若しそれなら、我々が
幾ら法律できめても無駄になつてしま
う、その点はどういうふうにお考へで
すか。

○政府委員(舟山正吉君) 私どもは決
して法律の趣旨を無視しておるわけ
ではございません。ただその実施に当り
ましては、特に金融に關する問題につ
きましては、慎重を期する必要もござ
いますので、その都度いろいろこちら
の見解は申上げるということとは、必要
があらうかと考へております。

○油井賢太郎君 新聞等によりまして
いふと、日銀當局並びに政策委員会
は、この件に關しては反対してゐたとい
ふふうなんです。どういふ理由で
反対しておつたのか、それとも大蔵省
側との見解の相違といふものかどうい
う点にあつたか、又政策委員会は、或
いは日本銀行は、そういう干渉する
だけの権限といふものは、どういふ法
律によつてあるのか、それを明確に
して頂きたい。

○政府委員(舟山正吉君) 東銀債の発
行に対する反対論といたしましては、
これをきつかけに大銀行が統々と短期
銀行債を出すことになりましては、地
方銀行あたりに非常に迷惑をかける、
即ちそれらの定期預金等が横流しする
虞れがあるといふようなことであらう
と思つております。それにつきまし
ては、私どもは発行の方法等について
十分調整して行けばその弊はないと考
えておる次第であります。

○松永義雄君 届出と指示といふこと
と、どちらが優先するのですか、その
点をはつきり……。

○政府委員(舟山正吉君) 東京銀行が
当局の指示と申しますか、或いは意見
と申しますか、それに反して若しどう
しても発行するのだといふことで強硬
な措置に出ますれば、法律的にはこれ
を何ら阻止する方法はございません。

○油井賢太郎君 結局今の答へで以て
大分明確になつたのですが、他の銀行

でもやはり同様に発行するだけの権利
は保有しておるのですから、そうであ
る以上は、東銀だけに大蔵省が指示と
か何とかいふ問題じやないと思つた
のですが、それが世間一般では何か東銀
だけに對して特殊取扱をしたのではない
かといふふうな説解されておるのかど
うかわかりませんが、そういうふうな
取沙汰されておるのです。そうである
以上は、他の銀行でも債券を発行した
いといふ届けがあつたならどん／＼さ
せるといふことで以て、新聞に出てお
るようなスキヤンダルといふ問題は出
まいと思ひますが、それが明白になつ
ていないのはどういふわけですか。

○政府委員(舟山正吉君) 本法施行以
來の一年間におきまして、短期銀行債
を出して見たがといふお申出があつ
たのは東京銀行だけあります。その
他は届出は勿論御相談にもあらずか
つておらない。それに対して先ほど
申し上げましたような理由に基きまし
て、東銀債の発行は結構だと、こうい
う御返事を申上げたので、決して東銀
だけに對して特殊扱いをしてゐるとい
うことではないのでありまして、まし
ていわんや、それに関してスキヤンダル
めいたことを世上で申されることは甚
だ迷惑に感じます。

○油井賢太郎君 そこで、これは法律
の趣旨といふものがはつきりされれば
おのずから帰着点が出て来ると思つて
います。大体今、日本を以て貿易金融と
いふものは非常に不足してゐる、いろ
いろ工手の割引とか再割引といふこと
で日銀あたりでもやつておりますが、思
うように行かない、結果において貿易
業者はできるだけ便宜の多い銀行にど
うしても貿易資金の金融を頼むので

す。ところが東京銀行というのは元の横浜正金銀行であつて、貿易に関するエキスパートが揃つておるので、他の銀行に行くよりも東京銀行へ行つたほうが貿易関係の相談が早いと言つておるわけですね。それが貿易業者の間にそういう声強い、事実そんなんです。そういう際において大蔵当局、或いは金融関係の幹部のかた々がそういうところを何故あやつて抑えておるか。いわゆる自由競争時代的なものにもかかわらず、貿易資金の緩和を図るというような施策をしてないから、結局こういう法律によつて許される範囲内のことでもやろうという点が出ると思ふのです。そういうふうな面において、根本的な金融政策面において政府の施策が正しくないのじゃないかと、そのようにも思われるのです。そういう点から見ても、今回の問題はたつた十億の問題であつて、日本の貿易金融がこれほど大騒ぎするようでは、甚だ将来の貿易対策にも大きな影響があると思ひます。銀行局の当局としては、これに對してどういふふうにお考えになつておられるのでありますか。

○政府委員(舟山正吉君) 御質問の趣旨が東銀債の発行を何か抑えておるといふふうに、抑えておるのでけしからんといふふうな趣旨に拜聴いたしましたのであります。これを抑えていることではないのでございまして、現に、今月は十億の発行を認めた次第でございまして、貿易金融の重要性というものは重々認識しておる次第でございまして、

○油井賢太郎君 もう一点。それではなぜ最初届け出た二十億を十億に減らしたかということなんです。

○政府委員(舟山正吉君) これはこの

銀行短期債を初めて発行することでもあり、そうして東銀がこのことを発表いたしました。それから、金融界の一部の方面において相当の反対の意見も表明せられました。これについては漸進的に、或いは慎重を期してやつて行くことが適當であらうといふふうに考えまして、それに対して東銀もそういう気持ちになられたのでございまして、決して東銀に強圧を加えてこれを十億減少せしめたといふようなことはなかつたのであります。

○佐多忠隆君 私もたくさんあります。時間がないうちにお話ですから、他の機会にはかの問題は譲りまして、たださつき御質問したのがまだちつとも答弁になつておりませんので、もう一遍その答弁を求めたいと思つたのです。繰返えしても非常にあれかと思ひますから、もう一つ視角を変えて貸倒準備金の自己資本算入の問題に關連するものとして、今度はもつと具体的に申しますと、発行資格のある銀行といふのは今のところ、今の最近の数字でどれだけあるかということ、特にこれは大銀行、地方銀行について数字的にお示しを願ひたい。最近の数字を基礎にして、一体各銀行が発行余力としてどれくらいものを持つてゐるのかといふことを具体的に一つお示しを願ひたい。

それから更にこれは貸倒準備金を入れた場合と、入れない場合とを區別して、どういふ変化が出て来るのか。このことを数字的に明瞭にお示し願ひたい。さつき私が質問した点が非常に具体的にはつきりなつて来ると思つたのですが、その点を一つお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) この債券発行余力を計算いたします場合の預金平均残高は、過去一年間のものを取るといふことになつております。それでここに持つております資料は、昨年の九月末を基準としたしまして、過去一年間の預金平均残高を取つております。が、現状から見ますれば、若干の相違があると思ひますが、これを御説明申上げたいと思ひます。

銀行を分けまして、先ず貸倒準備金を含まないときの余力のある銀行の数字、それから余力を申上げたいと思ひます。十一大銀行につきましては、十一行中六行が余力があり、その余力は三百九十億であります。それから旧特別銀行におきましては三行とも余力があり、余力は六百七十五億であります。地方銀行では五十五行中五行が余力があり、その余力は五億であります。信託銀行は六行中五行が余力があり、余力は三十三億であります。これを合計しまして七十五行中十九行が余力があり、その余力は千百五億であります。

次に貸倒準備金を含めましたときの状況を申上げますと、十一大銀行は十一行中八行が余力があり、余力は九百七十六億であります。それから旧特別銀行は同じく三行とも余力があり、その余力は八百十二億であります。地方銀行は五十五行中十六行が余力があり、余力は八十八億であります。信託銀行は六行中五行が余力があり、余力は四十一億であります。合計しまして七十五行中三十二行が余力があり、その余力は千九百十九億であります。

○佐多忠隆君 今のあれで、昨年の九月を基準にされたのは何か理由がある

のかどうか。苦しい何だつたらもつと新しい数字を基礎にしたほうがより適正なあれが出るのではないかと思ひますが、その点を一つ御説明願ひたい。ことと、それから今の資料は一つ資料にして御提出願ひたいと思ひます。

○政府委員(舟山正吉君) 預金について過去一年の平均残高を取りますことは、若干の数字がかかりますので、便宜業務報告書等でわかつております。九月末の数字を取つたわけでありまして、なお最近の数字を取つて見たいと思ひますが、預金は殖えておりますから、最近ではこれらの余力は減つておると思ひます。

○松永義雄君 大蔵大臣にどうしても出席を求めなければいかんと思つたのですが、それを是非希望いたします。

○委員長(小串清二君) それはほかの問題で、すでに大臣の出席を要求しておりますから、近く会議のときに来てもらうことにします。

それで本日はもう時間も大分過ぎましたから、この程度で散会をいたします。

午後零時三十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 小串 清二君
理事 大矢半次郎君
森下 政二君
杉山 昌作君

委員 岡崎 眞一君
黒田 英雄君
九鬼紋十郎君
清澤 俊雄君
佐多 忠隆君
松永 義雄君

政府委員 小宮山常吉君
大蔵省主税局長 小林 政夫君
大蔵省銀行局長 高橋龍太郎君
経済安定本部 油井賢太郎君
財政金融局長 舟山 正吉君
事務局長 内田 常雄君
常任委員会専門員 木村常次郎君
常任委員会専門員 小田 正義君
大蔵省銀行局銀行課長 大月 高君

昭和二十六年三月五日印刷

昭和二十六年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁